

(お知らせ)

低濃度 P C B 汚染物の焼却実証試験（第 4 回）の実施について

平成 20 年 3 月 18 日（火）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル
対策部産業廃棄物課
代 表：03-3581-3351
課 長：木村 祐二（内線 6871）
課長補佐：高橋 一彰（内線 6880）
係 長：高橋 徳行（内線 6895）

環境省は、愛媛県及び財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の協力を得て、低濃度 P C B 汚染物の焼却実証試験を実施することとしましたのでお知らせいたします。

1. 趣旨

P C B を使用していないトランス等の中に、実際には低濃度の P C B に汚染された絶縁油を含むもの（以下「低濃度 P C B 汚染物」という。）が大量に存在することが判明しており、これらの処理体制の整備が課題となっています。

環境省は、低濃度 P C B 汚染物の処理体制の整備に向け、既存の産業廃棄物処理施設において低濃度 P C B 汚染物が安全かつ確実に処理できることを確認するため、今般、関係自治体である愛媛県及び財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の協力を得て、低濃度 P C B 汚染物の焼却実証試験を実施することとしました。

焼却実証試験の概要は、以下のとおりです。

2. 焼却実証試験の概要

(1) 実施場所及び実施期間

財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所（愛媛県新居浜市）

平成 20 年 3 月 25 日（火）～ 3 月 27 日（木）（3 日間）

(2) 実施内容

現在稼働中の産業廃棄物の焼却施設に、数十 ppm 程度の P C B を含む絶縁油が封入されているコンデンサを投入し、排ガス中の P C B 濃度等进行分析することにより、適正に処理されていることを確認します。

また、実施に当たっては、専門家（廃棄物処理、分析、健康影響等）の

助言を得ることとします。

なお、本試験においては、燃焼ガスが 1100℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留させて行うものとします。

3. これまでの焼却実証試験の実施状況

平成 18 年 3 月、平成 19 年 2 月及び平成 19 年 9 月に、数十 ppm 程度の PCB を含む絶縁油又は数十 ppm 程度の PCB を含む絶縁油が含浸した木くず・紙くずを試験試料として用いた焼却実証試験を実施し、試験試料が安全かつ確実に分解されることを確認しています。

4. その他

今後も、協力が得られる他の施設において、焼却実証試験を実施していく予定です。